

Alert 9

号
[通巻 391 号]
2017年
3月7日発行

第2期・反天皇制運動連絡会

野次馬日誌	*	11
集会の真相	*	13
反天日誌	*	16
武器輸出反対ネットワーク（NAJAT）	—	杉原浩司*
集会情報	*	16 10



250 円

今日の Alert

●天皇の「慰撫」などいらない！ 反天皇制の大きなうねりをつくりだそう！ — *2

反天ジャーナル ● — なかもりけいこ、捨てられし猫、ななこ *3

状況批評 ● 生前退位論議から天皇制廃止への道筋を考える — 小倉利丸 *4

太田昌国のみたび夢は夜ひらく <82>

●スキヤンダルの背後で進行する事態に目を凝らす — 太田昌国 *7

マスクミジカケの天皇制 <09>

●天皇（皇族）は「ふつうの人」ではない — <壊憲天皇明仁> その7 — 天野惠 — *8

ネットワーク ● 放射能にさらされながら事故収束作業をした労働者には賠償しないのか！ — 福島原発被ばく労災損害賠償裁判にご支援を！ — 中村泰子 *9

ネットワーク ● 「戦争を欲する国」にはさせない

大日本帝国憲法下においても天皇は制限君主であったとする論が、天皇の戦争責任を否認する歴史解釈とともに強調されてきた。しかし、条文上にその権力行使の制限を明示するものはないし、裕仁も「獨白録」で自身に政府・議会に対するベトー＝拒否権が存在することを認識しており、法的にその「制限」は存在せず政治運営にのみ委ねられていたのが事実だ。だからこそ、日本国憲法における天皇条項は、第一義的に、天皇の権威権力の制限としてこそ理解されなければならないというのが憲法解釈の前提だ。

それでもなお、日米安保、米軍基地、沖縄処分などで裕仁は戦後政治への影響力を行使し、憲法上に定義されない天皇の行為を拡大してきた。それを引き継いだ明仁は、あらゆる天皇の行為を「象徴としての行為」として拡大し追認させようとしながら、その退位と代替わりに向けたメッセージを発した。

「法学セミナー」の今年二・三月号に、座談会「憲法から天皇の生前退位を考える」が掲載されている。横田耕一により、日本国憲法下の天皇の地位と権能に関する整理が冒頭になされ、これを議論の素材としながら四人の憲法学者がいわゆる「天皇の生前退位」を論じていく流れになっていて、座談会という体裁もあり問題の所在がとても興味深く提示されている。なかでも、岡田順太が、摂政が皇族であることは必須ではなく、天皇自体が空位であってよいとの憲法理論上の問題提起をしていることに関心をひかれた。

片山杜秀・島薦進『近代天皇論——「神聖」か「象徴」か』が周辺で話題になっている。二人の議論は、戦後憲法が、天皇の主権はもちろん、その行為も、宗教についても、厳しい制限を前提としていることを論じるのだが、最後になって片山が、明仁のメッセージへの深い共感とともに「承認必謹」「象徴天皇制の虚妄に賭ける」と語るのを読んでひとり返った。そして、これこそが戦後憲法の陥穰であり「罠」でもあるとあらためて強く感じざるを得なかった。

(蝙蝠)

●定期購読をお願いします（送料共年間4000円）

●郵便振替 00140-4-131988 落合ボックス

東京都千代田区神田淡路町1-21-7 静和ビル2A 淡路町事務所気付 落合ボックス

TEL/FAX 03-3254-5460 URL <http://hanten-2.blogspot.jp/> mail: hanten@ten-no.net

今月の
Alert

天皇の「慰撫」などいらない! 反天皇制の大きなうねりをつくりだそう!



天皇后は、二月二八日からベトナムとタイを訪問し、連日その様子が伝えられている（3／4現在）。

ベトナム残留元日本兵家族やベトナム戦争でアメリカ軍によって散布された枯れ葉剤による被害者と面会し、お決まりの「慈愛に満ちた天皇夫婦」が演出されている。東京新聞の『両陛下埋もれた歴史めぐる旅』（2／27）の記事は、「ベトナムは太平洋戦争を語る上で欠かせない土地だ」と戦争との結びつきを示唆しながら、日本軍（皇軍）が、フランスの植民地にされたベトナムの解放のために、ベトミンと共に独立戦争を闘つた解放者、というイメージ操作で歴史の歪曲といえるような紹介の仕方をしている。

東南アジア侵略の足場として、日本軍が侵略し、住民からの食料や労働力の強制的な供出によつて、一〇〇万人（二〇〇万人ともいわれる）餓死者を出した歴史的な事実には一言も触れていない。この面会が、戦争とベトナム近現代史の一面を照らすと記事は結ぶ。

天皇の「慰撫」の演出によってむりやり照らし出されたものの陰で、どれほど多くの真実が覆い隠されてきたことか。天皇の慰撫など何の慰めにもならない。国家に見捨てられた人々の声を消してはならない。

一月に安倍首相がベトナムなどを訪れ、中国の南シナ海問題について連携する確認をしておるなかでの訪問だといふことも付け加えておく。

今回、高齢である天皇の負担軽減のために、政府専用機のような大型機の乗り入れができるのかつた空港を整備したという。

このきわだつた特権を持つ天皇に、「高齢で激務をこなしておかわいそう」などという庶民感情をつくり出しているのは、やはりマスコミの力だろう。ここで、リベラルと位置づけられている言論人の対談を紹介したい。

東京新聞（3／3）に掲載された、半藤一利と保阪正康の対談「トランプの世界」歴史から学ぶものは「だ。保阪はトランプの就任は米国型デモクラシーだけが民主主義と思つてきた日本人が、頭を入れ替える好機だとい、ジャバニーズデモクラシーとは何かと問う。そして

「五箇条の御誓文」「私擬憲法」（ミチコの五日市憲法草案への言及はすかさず）を挙げ、私たちの国には健全な民権制度が育つ素地があるといふ。半藤が、満州事変までの間に軍部が新聞社の幹部を呼んで、片つ端から酒を飲ませて親密な関係をつくり、見事に籠絡されてしまったと語る。続いて保阪は、戦後、権力批判が新聞の役割だと意気込んだが、近年ジャーナリズムが国家の宣伝要員になりつつあると答える。そして最後に、国家の宣伝要員になつたメディアに接する時は、私たちが知恵を持たなきやいけない。鵜呑みにすると、国家にうまく利用されてしまうだけだが——で終わる。

ジャーナリズム批判は明らかに、安倍政権と現

在のジャーナリズムを念頭に置いている。保阪や半藤は、天皇と国家をどう整理しているのだろう。けれども、今のリベラルといわれれる言論人、学者の多くがそうなのである。天皇制に批判的な言論が非常に少なくなっていると

いうことをこの間実感せざるをえない。反天連は「リベラル天皇vs極右安倍政権」という捉え方に批判の声を挙げてきた。安倍の改憲案の天皇条項は、憲法上制限規定のある行為を明文化することであり、アキヒトと安倍の政治方針上の対立など無い。この間世間を賑わしている「森友学園」の籠池理事長は安倍首相の

天皇を元首とする日本国家を目指す思想に共鳴している。アキヒトの「生前退位」メッセージは、天皇制の強化を願うものであった。「神聖にして侵すべからず」の精神は脈々と息づき、民主主義と天皇制は決して両立しないということを確認したい。

今月で福島原発事故から六年が経つ。政府は避難指示を解除し帰還政策を強行に進める。「自主避難者」の住宅支援も今月で打ち切られる。切り捨ての政策を進めながら、今年も3・11の「東日本大震災追悼式」は行われるが、私たちは反対の声を上げる運動に合流する。

天皇制はいらないという声がどんなに小さなものであるとしても、決して消させはしない。も保阪も象徴天皇主義者である。この対談とともに、頑張りましょう！

（鰐沢桃子）

一般市民「こそが対象！恣意的につけられる「共謀罪」

あなたもわたしも買われた命、

「世論調査」って？

共謀罪！ 「テロ等準備罪」と名を変えても内心を処罰すべしことに変わらない。それこそが目的なのだから。

二八日法案が出されたが、そこにはテロの文言がないことが明らかになった。すると与党は「テロ」を明記することを法務省に要請し検討に入つたという。共謀罪新設は「国連越境組織犯罪防止条約」の批准が目的だったはずで、この条約はテロ対策とは全く関係がない。となると新設の前提は崩れるはずだ。対象犯罪を六七七から一七七に絞った罪名も明らかになつたが、テロに関係するものではなく、組織的威力業務妨害や組織的強要など一般市民、特に市民運動団体が対象になる危険性大だ。

共謀罪の先取りが沖縄と言われているが、山城博治さんの不当逮捕、長期拘束がその一例だろう。金田法務大臣が「普通の団体が性質を一変させた場合は対象になる」と答弁したが、その判断は検査側の裁量次第となる。話し合うこと（共謀）を立証するために盗聴や潜入捜査の他、フェイスブックやツイッター、LINEまで何でもありで限定がない。監視国家はコメンだし、自ら自由を手放したくない。もし成立したらまた一つ戦争準備のインフラが整つてしまふ。廢案にしよう。

（なかもりけいじ）

反天シャーナル

「石原莞爾は考へる。時は今、チャンスは一度、やつちめえ。独断專行してあとは日本を引きするまでよ。」（平岡正明『石原莞爾試論』一九七七年）

去年の七月に南スチーランで起つた戦闘を記述した、自衛隊の現地日報を隠蔽していた防衛省。オバマ政権末期の米国が国連安保理に出した南スチーランへの武器禁輸決議案に反旗を翻し、廃案に追いやつた外務省。戦闘といふ言葉が使えないでの武力衝突と言うのだと明言する防衛大臣。一連の行動はすべて、派遣した自衛隊を撤退させたくないからついた大ウソだが、飛び道具のやり取りには人の命が懸かってくる」とだが、すっかり忘れられている。

石原莞爾や関東軍による一九三一年の獨斷専行（いわゆる満州事変）をはるかに超えて、果てしなく伸びていった日本軍の戦線は、地球儀を回して見るほどの面積に達した。その根拠にあったのは、彼我の現実を麻薬のように忘れる、東京の内向きでチョー身勝手な世界観じゃなかつただろ？ クース画面からも思わず寒くなるのは、どうか。ニュース画面からも思わず寒くなるのは、その言葉の軽さの向こうに透けて見える政権の権力欲だ。政治という建前から脱皮を繰り返し、いよいよむき出しになる欲望が夢見る世界とは、どんな姿だろう。

（捨てられし猫）

回答を選ぶものだとしても「あなたはどう思うか」ではなくて、質問のほとんどが「政府のやる」とを評価するか」といふことでは、世論調査じゃないじゃん？ せつかく張り切つたのになんかなあという気分のまま。む～

ちよつと古い話だけど年末、某通信社の電話世論調査といつ電話がきた。きた～っ！ ハンピュータではない、ナマの人の声によるもの。「これは真剣に答ねばと、約一五分間、受話器をしつかり握つた。だけどさあ。最初はおもしろがつて聞いて答えていたのだが、そのうちだんだん飽きてきた。だつて回答が「評価する」「ある程度評価する」「あまり評価しない」「評価しない」の四択なのだ。すべての答が「評価しない」になつちゃうのだ。いやいや、それだから飽きたのではない。

後日、同時期に各社やつていた世論調査を調べてみると、答が具体的なものもあり、それはそれで確かに誘導されやすいといふことはある。例えば某新聞社で天皇の退位問題について、答は「①今の天皇だけに認める特例法をつくる②今後のすべての天皇に認める制度改正を行う③退位を認める必要はない④答えない」。「天皇制をやめる」という選択肢はないのね。そして私が受けた問い合わせは「政府の進める特例法で行うという方針を評価する／しない」といううものだった。

（なな）

状況 批評

思想・状況・批評

小倉利丸（批評家）

生前退位論議から天皇制廃止への道筋を考える

この原稿を書いている直近の報道によれば、三月二日に衆参両院の正副議長が各党派代表者の会議を開催し、生前退位の合意をとりつけたというから、生前退位否定の選択肢がまず消えた。生前退位について有識者会議や政党間でも議論は三分されており、そもそも生前退位を認めるべきではないという主張が極右派の立場で、共産党や社民党は、象徴天皇制の是非問題を棚上げにして天皇制存続を前提に皇室典範の改正で対処すべきだと見解であり、与党の特別法対応はその中間に位置するといえる（井田敦彦「天皇の退位をめぐる主な議論」『調査と情報』九四三号、国立国会図書館、二〇一七年二月）。今後は、天皇の意向を汲み、生前退位を合法化する法的な手続き論に焦点が絞られたということになる。

生前退位をめぐる議論は、天皇制の持続可能性を確保するための最適な統治機構の再設計問題でしかない。天皇制に反対する立場からすると、退位をめぐるこの間の问题是、メディアも議会もアカデミズムも法曹界も、そもそも天皇制の是非という課題を最初から問題設定の前提から排除することを自明の理として、天皇制ありきの議論に何らの疑問も抱いていない点に最大の問題がある。これは、将来の社会構想を大胆かつ想像／創造的に構築する意欲そのものの衰退をも意味しており、極めて深刻な思想的な枯渝状況にある。

戦争法反対運動のなかでしきりに口にされるようになった「立憲主義」の議論のなかでも、立憲主義が立憲君主制と両立するのかという根本問題には関心が寄せられていない。天皇廢位から廢止へという選択肢の不在を象徴しているのが、議会内左翼の生前退位問題への認識である。共産党は、

二月一〇日に国会内で天皇退位問題について検討会を開催し、小池晃書記局長が「天皇の退位については、政治の責任で真剣な対応が必要だ。一人の人がどんなに高齢になつても仕事を続けなければならない」と述べた（『赤旗』二〇一七年三月四日）。また、社民党は二月一五日に「見解」を発表し、その中で「人間が人間として有する天赋人権は、天皇『個人』に対しても、当然保障されるはずである。しかし、天皇という地位やその地位が世襲であるとされてることによって様々な人権が制約され、天皇『個人』に過度の負担が一生負わされているが、『退位の自由』がない限り、これを正当化することはできない。憲法の基本原則の制約は必要最小限にすべきであって、天皇の人権という観点から、退位を認めるべきである」と述べている。いずれも戦後憲法の basic principle である個人としての人権に照らして退位への態度を表明したものだ。象徴天皇制が憲法の基本的人権の理念に抵触することを軽視し、象徴天皇制は旧憲法の天皇制に比べればまだマシだとして政治的な実権を担わない天皇にさしたる問題を見い出していいからではないか。

●憲法前文と天皇条項の矛盾

憲法前文は「国政は、国民の嚴肅な信託によるものであつて、その權威は国民に由來し、その權力は国民の代表者がこれを使ひ、その福利は国民がこれを享受する。これは人類普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理に基くもの」と宣言するが、この人類普遍の原理からどのような論理

で象徴天皇制が導き出されるのかを憲法は全く明示できていない。自民党改憲草案はこの齟齬を自覚し、前文を全面書き換えて天皇条項に整合性の軸を据えたといえる。

そもそも憲法には天皇とは何者なのかの定義すらなく、天皇を唐突に持ち出す論理構造上の亀裂があり、これは、天皇が日本においては自然法の実体と位置づけられているからだと解釈する以外にない。そうだとすれば、天皇条項は、前文の普遍原理（もうひとつ自然法）と両立することは絶対にありえないはずなのだ。しかも象徴が意味する具体的なことがらは国事行為とされるが、この国事行為が国民統合の意味内容を満たすものはどうてい思えない。国民統合の意味内容に見合う役割を天皇に与えるとする限りなく戦前の天皇に近い存在にならざるをえない。そうなれば、普遍的な人権原理とますます離反することになる。

この矛盾を抑え込む理屈として、憲法は、天皇の地位を前文の普遍原理ではなく「国民の総意」に根拠を持つという例外規定を設けてこれを正当化した。憲法には「総意」の定義がないこと、憲法制定時に裕仁の天皇としての地位について「国民の総意」によって確認されていないし明仁の場合も同様であることは、これまで問題視してきた。総意確認の手続きがとられないのは、「国民」であれば例外なく天皇の地位を認めるのは当然のことだという前提があるからだろう。この天皇当然視が天皇を自然法の枠に含める発想にもなるが、これは、憲法が国民の総意によつて天皇の地位を確認すべきだということを要求しているという解釈とは真逆に、国民であるならば当然天皇制を承認すべきであるという「国民」への天皇制肯定を自明のこととして強制する根拠として用いられる危険性のある文言でもある。このことは、特に、外国籍の人たちが日本国籍をとり「国民」となることを選択するときに、天皇制を承認する「国民の総意」に含まれる一人となることを強要する根拠として転用されるもので、自民党改憲草案などはこうした解釈を持ち込んでいるといえる。

●世襲と「総意」の矛盾

「国民の総意」は、天皇の象徴としての「地位」に対するものであつて、二条の世襲制との関係は明確ではない。むしろ世襲と「国民の総意」による根拠づけとの間には矛盾があつて必ずしも両立するとはいえない。常識でいえば、天皇の地位についた者がその地位にふさわしいかどうかを「国民の総意」によってその都度確認することを憲法は求めていると解釈すべきだろう。そうでなければ、初代が国民の総意で即位したとして、そのあと自動的に世襲で継承され、永遠に「国民の総意」の確認は不要だということになる。これでは天皇の地位が「国民の総意」に基くことが確認されたとはとうてい言えない。戦後の象徴天皇制は、国民の総意による確認を当初から怠つたままで論外の違憲状態である。そもそも君主制だからといって世襲が必須なわけではなく、総意が得られなければ世襲されないということになり、二条の世襲規定と反することになるが、二条は大統領制のように立候補による選挙という制度ではなく、皇位継承の候補者を世襲原則とするという規定だと解釈すべきで、このことも踏まえて、天皇の代替わりの都度国民の総意を確認する手続きをとるのが筋だ。

総意を確認する法制度を置くということは、逆に総意に基づく廃位の可能性を排除できないことも意味する。廃位の可能性が手続的に明確になるということは、天皇制の廃止、即ち一条から八条を削除する改憲を正当化する一つの道筋をつけることになる。天皇条項の廃止は、憲法前文の普遍原理には一切抵触しないので改憲の範囲内だ。護憲派は、退位問題が議論されるなかでも、皇位継承に関して憲法が要請している「国民の総意」による確認問題すら持ち出していない。これで「護憲」とはどうい呼べないだろう。私たちが天皇制を廃止するという場合、この国に暮す人々（国籍は問わない）の総意として天皇制を選択しないこととの合意をとるということであり、その具体的な道筋のひとつとして、「国民の総意」問題は議論されてよい問題だと思う（注・廃位とは「強要して君主をその位

から去らせること』『大辞泉』の意味で用いている)。

● 「国民」概念と普遍的人権の理念との矛盾

象徴天皇制が憲法の人権規定と整合しないという議論はこれまで繰り返されてきたが、大方の議論は、女性天皇論議に端的に示されているように、象徴天皇制の存続を前提として、いかにして人権条項と整合させられるかが中心の課題とみなされてきた。憲法の人権概念が素直に適用された統治機構であるならば、例外となる天皇のような存在を認めないとするのが筋が通っているハズだ。大方のリベラルな憲法学者も含めて、このことは承知の上で、現行憲法に規定されている天皇条項を憲法体系のなかで辯證を合わせようとする。この無理が無理だとは思われなくなる思考が、合理的な思考を旨とするべきアカデミズムや立法府の政治家たちの無意識を支配するようになる。

この不合理性の問題は日本だけでなく立憲君主制を採用するどこの国にもあってはまる矛盾だという面からすると、問題の根は深く、近代国民国家そのものの統治体制の本質に、合理性を超えた統合の要素を要求せざるを得ないものが内在しているとみるべきかもしれない。近代国民国家は、「国民主権」と基本的人権を「人類普遍の原理」とすることによって、普遍的な価値を「国民」という限定された人間のカテゴリーにのみ認めるという差別と排除を正当化する構造をもつてゐる。「国民」を英語版憲法に忠実に人民と訳したとしても国民あるいは人民の定義を国籍法に委ねるわけだから、国籍の有無によって普遍的な人権を享受できる者とそうでない者を峻別するということになる。天皇は聖別されて、ある種の特権を例外的に与えられるとして、天皇以外の国籍を与えられない人々は、この国に暮しながら「人類普遍の原理」の適用外として憲法の保障の境外に置かれることになる。人類普遍の原理は人類であれば誰であれ平等に適用されねばならないにもかかわらず国籍によって明確な差別が持ち込まれれる。近代の「人類普遍の原理」は、同時に差別と排除に支えられてもいること、

この意味である種の欺瞞を免れず、これがまた西欧近代への懷疑に基づく「日本固有の文化」というもうひとつの欺瞞を生み出してきた歴史にむしろ注目すべき時だろう。

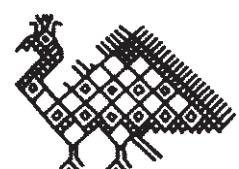
こうした文脈のなかで、「国民」のカテゴリーから排除される人たちの存在によって、国民国家の主体(主権者=国民)の側に自負心が生み出され、人類の普遍的な価値を享受することを許された者が共通して抱く感情が生成される。この感情がナショナリズムである。立憲君主制の場合、この「国民」に与えられた普遍的な価値が君主を媒介として一体性(統合)を獲得するような仕組みになつてゐる。象徴天皇制が戦後憲法の理念と抵触する重大問題だという認識が定着しなかつた理由も、この国民国家のレトリックの罠にあるのかもしれない。歴史的・一体性のイデオロギー機能を天皇の象徴機能に見出すのは間違いだとする憲法解釈が通説となつて、象徴の政治=文化的機能を軽視した楽観論が支配し、その結果、天皇制の根拠や是非を問わずに、そこに有ることそれ 자체を「自然」な存在として前提する支配層の発想を許してしまつた。このよう、なぜ天皇制が必要なのかという根本問題を問わない思考方法が生前退位問題でも如実に現われたといえる。この意味で国民国家という枠組それ自体が、本質的に抱える問題性の特殊日本的な現われが天皇制なのだといえる。

人類普遍の原理が国の数だけあるということ自体が近代国民国家の普遍主義の矛盾である。にもかかわらず、逆に国民国家こそ普遍的な原理の体現者だという奇妙な感情を全ての「国民」がそれぞれ別々に抱き、これが作用して、至高の原理を標榜する国家が相互に殺戮を繰り返してきたのが近代の歴史だ。この意味で憲法そのものには深刻な非人間性が内在している。この意味で国民国家も憲法も統治の原理として肯定的に前提すべきだらうと思う。生前退位の議論を再度この水準で論じ直し天皇制廃止を国民国家の廢棄という卓袱台返しに繋げないと、新しい社会への希望は生み出せないと思う。

太田田國の夢は夜ひらく 82

みたび

スキヤンダルの背後で進行する事態に目を凝らす



「ことばが壊れた」とか、「崩れゆくことば」などという表現を私が使つたのは、二一世紀に入つて間もないころだつた。世界的には、「9・11」に続く「反テロ戦争」の正当化を図る米国政府の言動の支離滅裂さと、にも拘わらず各国政府や主要メディアがこれに追随する状況が念頭にあつた。国内的には、いわゆる「小泉語」の問題があつた。首相に就任した小泉純一郎が、従来の保守政治家とまったく異質の断定口調の〈爽快さ〉によって支持率を上げてゆく事態が進行してゐた。論理に基づく説明はいつさいなく、その意味では支離滅裂さの極みといふべきものが「小泉語」の本質には、あつた。

それから十数年が経つた。今や、政治の世界では「ボストン真実」などということばが大手を振つて罷り通つてゐる。「事実に基づかない政治」「政策路線や客観的な事実より個人的な感情に根差した政治家の物言いが重視され、それによつて世論が形成される」時代を指しているのだといふ。「小泉語」はその典型ではないか、私たちはすでにそんな時代を体験してきたのだ、と言つておきたい思いがする。世界的に見て、この状況が加速されたのではあるう。インターネット上に「賛成情報」や「賛成ニュース」が蔓延し、それがひとつつの「世論」を形成する場合もある現代の〈病〉が浮かび上がつてくる用語である。

この状況をもつとも象徴的に代表し得る為政者として、世界に先駆けて二国間会談を行なつた米日両国首脳を挙げることができよう。彼方米国では、さらに、「オルタナ・ファクト」（もうひとつの事実）なることがすら使われている。誰の目から見ても明らかな嘘を言い、それを指摘されると、「嘘じやない、オルタナ・ファクトだ」と強弁するのである。裸の「王」ひとりが言うのではなく周りの者たちも直ちに唱和していく点に、〈政治〉の世界の恐ろしさが見られる。

だが、スキヤンダラスなこの種の話題にのみ集中して、米国で進行する新旧支配層の闘争を見逃すわけにはいかない。二月下旬、米国と北朝鮮は、中国の協力を得て、核問題をめぐる非公式会談を行なう準備を進めていた。北朝鮮のミサイル発射金正男殺害事件（その真相はまだ不明だ）によつても、会談のための準備は中絶されなかつた。だが、最終段階で、米国は朝鮮代表団へのビザ発給を見送つた。米朝対話から和平へと進むことを快く思わない軍産複合体が米国には存在する。政権内部の抗争があつたのだろう。トランプ「人気」は、既存秩序の象徴たるオバマやヒラリー・クリントン（それらを支える軍産複合体も含まれている）と対決しているかに見える点にある。水面下で進行する両者のせめぎ合いにこそ注目すべきだと思う。権力者たちは、スキヤンダルの一つや二つで消え去りゆく

ほどやわな者ではないことは、長年心ならずも自民党政治を見てきた私たちには自明のことだ。さて、此方にも、米朝対話の挫折を喜ぶ者たちがいる。安倍政権が現在の対米軍協力強化・軍拡・武器輸出推進などの路線を追求するためには、北朝鮮とは恒久的に対立していることが望ましい。事実、対立関係が見た目に高まれば高まるほどに、時の政権の支持率も増す。「拉致問題の解決こそ自らの使命だ」と高言してきた安倍が、被害者家族会がようやくにして苛立ちを示すほどにその努力を怠つてきたことには、彼らの理由がある。

その安倍も、いま、森友学園をめぐるスキヤンダルに見舞われている。政治家と官僚、さらには日本会議に巣食う連中の本質が透けて見えてくる「醜聞」ではある。国有地売買の背景には、民主党鳩山政権から菅政権への移行期に財務省官僚が立案した『新成長戦略』における国有財産の有効活用（二〇一〇年六月十八日、財務省）と『新成長戦略——「元気な日本」復活のシナリオ——』（同日、閣議決定）がある。新自由主義的な価値観に貫かれたこの官僚路線は、反官僚の姿勢をむき出しにした民主党政権の「失敗」を経て、二〇一二年に第二次安倍政権が復活した段階で、利害の合致する政治家を見出したというべきだらう。この問題からは、どこから見ても、現代日本をまるごと象徴する腐臭が漂う。徹底した追及がなされるべきだが、同時に、私は思う。秘密保護法、戦争法案、南シーダンへの自衛隊の派兵などの政治路線における攻防で「勝利」できなかつた私たちの現実を忘れまい、とにかくあろうとスキヤンダルによる「窮地」や「失墜」は、いわばオウンゴールだ。そこで、私たちの力が、本質的に、増すわけではない。

平氏は指摘した。

今年の私たちの2・11反「紀元節」行動は、「天皇制はいらない!『代替わり』を問う」というスロー・ガンの下に取り組まれた(主催・同実行委)。

この「生前退位」問題は、国会でまとまことに討論することを一切せず(翼賛国会)で合意づくりと いう小細工のプロセスが、マスコミでとりざたさ れている。はじめから結論ありきの、とりあえず 一代限りへ向けた立法への調整である。

私たちは、この「菊タブー」国会が、あたりまえとされる状況に抗して、「天皇制はいらない！」「皇位など継承される必要がない！」という声を、街頭で大きく上げるべくデモンストレーション。

もせろん もはやべきものの右翼の暴力的介入は
あつたが、アベノミクスの効果で閉店に追いこま
れた店舗が間違いなく増大しつつある商店街の中
で、力強く行動は貫徹された。

二月一一日の『東京新聞』の「社説」（象徴の意味を考えて——天皇制と憲法）を読んで、本当にあきれた。それは、こう書きだされている。

『脱出の自由はあるか』——憲法学者の奥平康弘氏は、そんな切り口から憲法の天皇条項を考えた人である。人間が不自由を強いられている場合、自由を回復できたらいいが、次善の策として、不自由な状況から抜け出す自由はあるのかと——。／そのとき、特権と不自由を天秤にかけて、天皇という特権を得ているのだから、不自由はがまんせよ——という論法を使つてはならない。そう奥

ではない

平氏は指摘した」。

この社説全体には、憲法に禁じられた天皇の「象徴としての公的行為」はアタリマエ。天皇の意向にそつて皇室典範を変えよ、という主張が貫かれている。こういうハチャメチャな論理を正当化するために奥平学説が、恣意的に政治利用されるのである。私は奥平のとびぬけた力作『萬世一系』の研究——「皇室典範なるもの」への視座（二〇〇五年・岩波書店）のかなり丁寧な紹介文を書いたばかりである（『季刊ピープルズ・プラン』75（二〇一七年二月）号〔只今闘病中——読書ノート28〕所収）。

そこで奥平が主張している「脱出の権利」という憲法が前提とする人権（根拠）規定は、「何人もいかなる奴隸的拘束も受けない。又、犯罪に因る処罰の場合を除いては、その意に反する苦役には服させられない」（第一八条）である。そして、彼は皇室制度全体を、「超特權的奴隸制度」と考えてきたなら、その意思は尊重する、それが憲法の人権規定の精神だと論じている。万人の中の一人である「ふつうの人間」になりたいという意思是尊重されてあたりまえという主張だ。絶対敬語にかこまれて（子どもにまでサマづけ）尊重され、税金を湯水のごとく使って生活し（衣食住病院！）、その超特權とひきかえの不自由（奴隸制）。その特

權から脱出して「ふつうの人間」になる権利はある。そういう主張だ。いつたい、今回の天皇の「生前退位」の希望は、この特權からの「ふつうの人間へ向かっての脱出の希望であるのか。まったくそうではあるまい。皇室メンバーとしての超特權性はそのままが前提の希望である。奥平は、この超特權的制度から、すべてのメンバーが脱出するのがベストだが（そうは明記していないが）、一人でもとてもそれは望めないことだろうとの判断を、そこで語っている。今回のケースも、奥平学説が想定したものでは、まったくない。

ゆえにこの「社説」は意図的な解釈（ホラ吹き）でないとすれば、まったくの誤読である。「社説」は、天皇の「生前退位」希望のメッセージが皇室典範改正せよのメッセージであるのだから、そこで語っている。今回のケースも、奥平学説が想定したものでは、まったくない。

戦前の、憲法と同レベルのものと位置づけられた「典範」は皇室自律主義の原則に基づき、「議会」ははもちろん全「臣民」も介入は許されず、改正発議権は天皇にしかなかった。戦後「典範」は、あたりまえの法律となつたはずである。そうされてくるプロセスでヒロヒト天皇は発議権だけは天皇に残すことにこだわった。しかし「國民主權」憲法下、そんなことは許されるわけはなかつた。しかし、なんと「発議権」が天皇の手に奪回されている。立憲主義原則の破壊は、どこまで続くのか。ついでに、天皇が「万人のなかの一人」＝「ふつうの人間」になり天皇制（皇位）から解放された

天野恵一


放射能にさらされたながら事故収束作業をした労働者には賠償しないのか！

—福島原発被ばく労災 損害賠償裁判（あらかぶさん裁判）にご支援を！

中村泰子（あらかぶさんを支える会／被ばく労働を考えるネットワーク）

●提訴に至る経過

ニックネーム「あらかぶさん」（「あらかぶ」はカサゴの地方名）は、二〇一一年一〇月～三年一二月、東電福島第一、第二、九電玄海原発で働き、記録上、二年余りで約二〇ミリシーベルトを被ばくしました。そして二〇一五年一〇月、事故収束作業員として初めて、被ばくにより白血病を発症したとして労災認定されました。その後、死の恐怖に苛まれてうつ病になり、うつ病についても労災認定されました（二〇一六年五月）。

労災認定されたとき東電は「作業員の労災申請や認定状況について当社はコメントする立場にない」と述べ、謝罪が一切ないばかりか、労災被害者を愚弄するような態度をとったことにあらかぶさんは憤りました。「被ばく労働による病気に苦しむ労働者が泣き寝入りすることなく、労災認定と損害賠償を求めて声をあげる先例になろう」と決意し、二〇一六年一一月、東電と九電への損害賠償請求裁判の提訴となりました（代理人：海渡雄一弁護士、木下徹郎弁護士、川上資人弁護士）。労災補償では補われない被害、計り知れない精神的・肉体的苦痛に対しても、原子力損害賠償法の責任集中により原子力事業者に賠償責任があります。

被ばく労働を考えるネットワークでは、提訴の翌

日、あらかぶさんにもご参加いただき、国と東電に對し被ばくの責任を問い合わせ損害賠償を求める集会を開催しました。裁判期日決定後、「あらかぶさんを

支える会」を立ち上げ、傍聴支援を呼びかけました。

●第一回口頭弁論と支援集会

第一回口頭弁論（二〇一七年二月二日、東京地裁六一五法廷）には、全国から支援者が駆けつけ、傍聴席、記者席とも満席、控室まで埋めつくされました。あらかぶさんは証言台に立ち、東亜由美裁判長に向かって力強く意見陳述を行いました。一方、被告側は、業務と白血病発症との因果関係を否認し、全面的に争う姿勢を示しました。

裁判後の支援集会（全日通霞が関ビル会議室）には約六〇人が参加。弁護団から口頭弁論の報告、あらかぶさんから決意表明、各方面から熱い連帯アピールがありました。あらかぶさんが属する全国一般ユニオン北九州の本村真委員長は「相手は国家の方針のもとに対応してくるので、全国的な支援と資金が必要。今後も廃炉作業を含め多くの被ばく労働者が生み出される状況下で、日本の労働運動の本質が問われる。あらかぶさん裁判支援を全国の労組に発信し、ともに闘っていきたい。東電と九電には団体交渉を申し入れ、拒否するなら労働委員会の場に引きずり出す」とあらゆる形で組織的に闘う方針を述べました。

●あらかぶさん裁判の意義

これまで原発労働者で損害賠償を認められた例はありません。労災認定も白血病その他の血液がなんど、ごく限られた疾患のみで、JCIO臨界事故の急性放射線症の三件を含めても一九件しかありません。裁判後に報告集会

りません。そこには、被ばくと健康被害の因果関係を断固認めないという國家権力の一貫した方針があるのだと思います。

あらかぶさん裁判でも、被告電力側は決着のつかない因果関係の科学論争に持ち込み、これまでの判例どおりの結論に導くねらいのようです。しかし、3・11を経て東電は、原発事故の被害者に対する損害賠償を認めているのに、放射能下で命を削つて収束作業に従事した労働者に対してもびた一文賠償しないというのは、全く異常な、理不尽極まりない対応だと言えるでしょう。東電はつべこべ言わず、裁判を止め、収束作業の結果病気になつた労働者に謝罪し、敬意をもって賠償すべきです。今後長く続く収束作業で、労働者がきちんと賠償される体制ができる限り、事故収束も福島の復興もありえません。

チエルノブリヤ法は「被ばくによる健康被害のリスクを負わされたことへの補償」という概念に基づいています。このような日本政府が絶対認めない考え方を、本裁判支援を通して広く定着させ、原発労働者が損害賠償される体制を作ることが「あらかぶさんを支える会」の運動です。下記のとおり結成集会を行いますので、支える会への参加、裁判費用カンパなど、物心両面からのご支援をよろしくお願ひいたします。

●「あらかぶさんを支える会」結成集会

四月二六日（水）一八時三〇分～@文京区民センター12A

●あらかぶさん裁判第二回口頭弁論

四月二七日（木）一時～東京地裁（被告側反論）、

裁判後に報告集会

「戦争を欲する国」にはさせない——武器輸出反対ネットワーク（NAJAT）

杉原浩司（武器輸出反対ネットワーク（NAJAT）代表）

四月一日で「武器輸出三原則」の撤廃から丸三年。「国是」が一片の閣議決定によって葬り去られたにも関わらず、日本の市民社会の反応は弱かつた。二〇一五年一二月によく武器輸出反対ネットワーク（NAJAT）を立ち上げ、出遅れを挽回すべく走ってきた。小さなグループだが、それぞれの一芸を活かした発信力と、最大の費用対効果を狙うピンポイントの行動力が持ち味だ。

NAJATが心がけてきたのは、安倍政権による武器輸出の企てを阻むために、軍需企業にプレッシャーをかけること。要請先を明記したり、ハガキを組み込んだカラーのわかりやすいチラシを、集会や行動の場で大量に配布してきた。また、「軍需企業めぐり」などと称して、武器輸出に関与する企業への申し入れを繰り返してきた。

こうした活動が少しは効果を發揮したのか、森本敏・元防衛大臣は昨年、テレビで「いわゆる『レビュー・ションリスク』という、『武器商人になるのか』という気持ちも企業の中にはまだ残っている」と述べ、昨年一〇月の国際航空宇宙展では、「アジアにそつくり装備品を移転するのは難しいのではないか」「日本、日米などで共同開発した武器の供与を考えるべき」と述べた。企業のブランドイメージに照準を当てることで、武器輸出への踏み込みを何とか押し止めている面があると思う。

確かに、三年近く経っても武器本体の輸出はうまくいっていない。英国への哨戒機輸出の失敗、豪州への潜水艦輸出商戦での落選に加えて、有望と見られていたインドへの軍用救難飛行艇の輸出も難航している。一方で、この間はつきりしてきたのは、民間企業や学術界を巻き込んで「オールジャパン」体制を作る動きだ。日本版「軍産学複合体」の本格的な形成である。昨年八月に防衛装備庁が公表した「防衛技術戦略」の付属文書「中長期技術見積もり」は、二〇年先を見据えて優先すべき武器開発分野として、無人化、スマート化（人工知能）、高出力エネルギー技術（レールガンなど）をあげている。これらは「第三の相殺（オフセット）戦略」（民間技術を取り込み武器を革新することで軍事的優位を確保）を掲げる米軍の武器開発に直結している。同時に出了された「将来無人装備に関する研究開発ビジョン」では、初めて「戦闘型無人機」の開発に踏み込み、アフリカなどの紛争地での運用さえ構想している。

昨年一月下旬には米国防総省関係者が経産省で、日本の民間企業を対象として米軍の武器に応用するための民生技術の秘密調査を行った。また、大学などに軍事研究をさせる防衛省の「安全保全技術研究推進制度」予算は、昨年度三億円、今年度六億円から、来年度予算案で一八倍の一〇億円へと急拡大した。まさに、研究費不足につけ込む「研究者版経済的徴兵制」だ。

この軍事研究推進制度にどのような態度をとるのかという日本学術会議の議論も、四月中旬の総会に向け大詰めを迎える。武器の輸出・共同開発や戦地への自衛隊派兵に「貢献」するための軍事研究に、明確に「NO」の姿勢を示せるかどうかが問われている。また、科学技術政策や宇宙政策の軍事化も進展している。日本の科学政策の司令塔とされる「総合科学技術・イノベーション会議」に昨年九月から稻田防衛相が臨時議員として参加し、三月には軍民両用技術を推進する研究会が設置される。一月には、海外派兵を支援するために防衛省初の軍用通信衛星が打ち上げられた。さらに、今国会には中古武器を無償または安価で輸出するための防衛省設置法改悪案も出されようとしている。

戦争が始まつてから反対するのは簡単だが、実際にその戦争を止めるのは難しい。「安保法制」＝戦争法によって、日本は「戦争ができる国」になった。そして現在、安倍政権が前のめりに進めているのは、「戦争を欲する国」へと、社会や経済のあり方を後戻りできないように変質させることではないか。だから、戦争させない取り組みは今が本番なのだと想う。武器輸出や軍事共同を食い止める運動は、その意味で「シングルイシュー」に留まつてはいられない。

今まで目の前の課題に食らいつき走ってきたが、この辺りで、日本版「軍産学複合体」を作らせない取り組みを、反戦平和運動の共通の課題へと押し上げていきたいと思う。

一野次日記

2月1日～2月28日

都内のホテルで開かれる。

「生前退位」 ◆民進党が、明仁の退位を実現する法整備を巡り、全議員懇談会を開く。

「生前退位」 ◆政府が、明仁の退位を巡る有識者会議（座長・今井敬・経団連名誉会長）が1月23日に開いた第9回会合の議事概要を首相官邸ホームページで公表。

「生前退位」 ◆公明党が、明仁の退位を巡る党内意見集約で、「一代限り」の退位を柱とする法整備を認める方向で検討に入つたと報道。

【2月2日】 「生前退位」 ◆公明党が、明仁の退位を巡る党内意見集約で、「一代限り」の退位を柱とする法整備を認める方向で検討に入つたと報道。

【2月3日】 明仁、美智子 ◆ 静養先の神奈川県葉山町の葉山御用邸から帰京。

【2月4日】 徳仁 ◆ 東京都千代田区の経団連会館で行われた第62回青少年読書感想文全国コンクール表彰式に出席。

【2月5日】 明仁、美智子 ◆ 静養先の神奈川県葉山町の葉山御用邸から帰京。

【2月6日】 徳仁 ◆ 東京都千代田区の経団連会館で行われた第62回青少年読書感想文全国コンクール表彰式に出席。

【2月7日】 皇位継承 ◆ 平川薰・内閣審議官が衆院予算委員会で、皇位継承に関し「天皇陛下の退位問題と切り離して検討するとの首相答弁を踏まえ、政府として対応したい」。

【2月8日】 皇位継承 ◆ 平川薰・内閣審議官が衆院予算委員会で、皇位継承に関し「天皇陛下の退位問題と切り離して検討するとの首相答弁を踏まえ、政府として対応したい」。

【2月9日】 天皇、皇族 ◆ 明仁、美智子が東京都文京区の豊島岡墓地を訪れ、前年10月に100歳で死去した三笠宮の墓を参拝。

【2月10日】 樹立150周年を記念した美術展の開会式に出席し、デンマークの絵画を鑑賞。

【2月11日】 「生前退位」 ◆ 安倍晋三首相が、明仁の退位を巡り、自民党的高村正彦・副総裁と官邸で会談。党の懇談会座長を務める高村副総裁が、「明仁二代限り」の特別法が望ましいとの認識で一致した懇談会の検討状況を報告。

【2月12日】 皇位継承 ◆ 平川薰・内閣審議官が衆院予算委員会で、皇位継承に関し「天皇陛下の退位問題と切り離して検討するとの首相答弁を踏まえ、政府として対応したい」。

【2月13日】 天皇、皇族 ◆ 明仁、美智子が東京都千代田区の国立劇場を訪れ、同劇場の開場50周年を記念して公演された文楽を鑑賞。

【2月14日】 「生前退位」 ◆ 自民党が、明仁の退位に関する懇談会を党本部で開き、「二代限り」の対応が望ましいとする見解を決め、特別法を支持。

【2月15日】 明仁、美智子 ◆ 東京都文京区の豊島岡墓地を訪れ、昭和天皇の弟に当たる高松宮の墓所を参拝。

【2月16日】 天皇制 ◆ 民進党が衆院憲法審査会で「天皇制」をテーマとして取り上げるよう自民党に重ねて要求したことが分かる。

【2月17日】 「生前退位」 ◆ 明仁の退位を巡り、主要5政党の見解が出そろう。公明党が国会内で開いた両院議員懇談会で「明仁一代限り」の特別法を支持するとの見解を決定。

【2月18日】 明仁、美智子 ◆ 2月末からのベトナム訪問中、第2次大戦後に一時ベトナムに残った元日本兵の妻や子どもらと面会することが決まる。

【2月19日】 徳仁、雅子 ◆ 宮内庁が、札幌市で19日に開催される冬季アジア大会開会式に雅子は出席せず、徳仁だけで臨むと発表。

【2月20日】 「生前退位」 ◆ 自民党石破派（会長・石破茂・元幹事長）が、明仁の退位に関する法整備を巡り勉強会を開く。／民進党の細野豪志・代表代行が記者会見で、明仁の退位を実現する法整備を巡り、自民党が一代限定期で退位を認めることを批判。

【2月21日】 茂・元幹事長が、明仁の退位に関する法整備を巡り勉強会を開く。／民進党の細野豪志・代表代行が記者会見で、明仁の退位を実現する法整備を巡り、自民党が一代限定期で退位を認めることを批判。

【2月22日】 茂・元幹事長が、明仁の退位に関する法整備を巡り勉強会を開く。／民進党の細野豪志・代表代行が記者会見で、明仁の退位を実現する法整備を巡り、自民党が一代限定期で退位を認めることを批判。

【2月23日】 明仁、美智子 ◆ 東京都文京区の豊島岡墓地を訪れ、昭和天皇の弟に当たる高松宮の墓所を参拝。

【2月24日】 天皇制 ◆ 民進党が衆院憲法審査会で「天皇制」をテーマとして取り上げるよう自民党に重ねて要求したことが分かる。

【2月25日】 「生前退位」 ◆ 社民党が、明仁の退位を巡る法整備について「一代限り」の特別法は支持せず、恒久制度化のための「皇室典範改正」を求めるとした党見解をまとめる。

【2月26日】 天皇制 ◆ 民進党が、明仁の退位を巡る法整備について「一代限り」の特別法は支持せず、恒久制度化のための「皇室典範改正」を求めるとした党見解をまとめる。

【2月27日】 「生前退位」 ◆ 自民党が、明仁の退位を巡る法整備について「一代限り」の特別法は支持せず、恒久制度化のための「皇室典範改正」を求めるとした党見解をまとめる。

【2月28日】 天皇制 ◆ 民進党が、明仁の退位を巡る法整備について「一代限り」の特別法は支持せず、恒久制度化のための「皇室典範改正」を求めるとした党見解をまとめる。

いといけない」。／馬場伸幸・日本維新の会幹事長が、明仁の退位について記者会見で「小泉内閣時代に皇室の安定的継承について議論されたが、尻切れっぽのようになってしまった。きちんと議論していれば、こうした事態にはならなかつたのではないか」。

【2月1日】 「生前退位」 ◆ 民進党が、明仁の退位を実現する法整備を巡り、全議員懇談会を開く。

会内で開く。共産・社民両党が、退位に有关する党会合を開催。共産党が初の検討会議を開催後、小池晃・書記局長が記者団に「典範改正が筋」というこれまでの党見解を大筋で確認できた。

【2月2日】 「生前退位」 ◆ 政府が、明仁の退位を巡る有識者会議（座長・今井敬・経団連名譽会長）が1月23日に開いた第9回会合の議事概要を首相官邸ホームページで公表。

【2月3日】 「生前退位」 ◆ 公明党が、明仁の退位を巡る党内意見集約で、「一代限り」の退位を柱とする法整備を認める方向で検討に入つたと報道。

【2月4日】 「生前退位」 ◆ 公明党が、明仁の退位を巡る党内意見集約で、「一代限り」の退位を柱とする法整備を認める方向で検討に入つたと報道。

【2月5日】 明仁、美智子 ◆ 静養先の神奈川県葉山町の葉山御用邸から帰京。

【2月6日】 徳仁 ◆ 東京都千代田区の経団連会館で行われた第62回青少年読書感想文全国コンクール表彰式に出席。

【2月7日】 皇位継承 ◆ 平川薰・内閣審議官が衆院予算委員会で、皇位継承に関し「天皇陛下の退位問題と切り離して検討するとの首相答弁を踏まえ、政府として対応したい」。

【2月8日】 皇位継承 ◆ 平川薰・内閣審議官が衆院予算委員会で、皇位継承に関し「天皇陛下の退位問題と切り離して検討するとの首相答弁を踏まえ、政府として対応したい」。

【2月9日】 天皇、皇族 ◆ 明仁、美智子が東京都文京区の豊島岡墓地を訪れ、前年10月に100歳で死去した三笠宮の墓を参拝。

【2月10日】 樹立150周年を記念した美術展の開会式に出席し、デンマークの絵画を鑑賞。

【2月11日】 「生前退位」 ◆ 安倍晋三首相が、明仁の退位を巡り、自民党的高村正彦・副総裁と官邸で会談。党の懇談会座長を務める高村副総裁が、「明仁二代限り」の特別法が望ましいとの認識で一致した懇談会の検討状況を報告。

【2月12日】 皇位継承 ◆ 平川薰・内閣審議官が衆院予算委員会で、皇位継承に関し「天皇陛下の退位問題と切り離して検討するとの首相答弁を踏まえ、政府として対応したい」。

【2月13日】 天皇、皇族 ◆ 明仁、美智子が東京都千代田区の国立劇場を訪れ、同劇場の開場50周年を記念して公演された文楽を鑑賞。

【2月14日】 「生前退位」 ◆ 自民党が、明仁の退位に関する懇談会を党本部で開き、「二代限り」の対応が望ましいとする見解を決め、特別法を支持。

【2月15日】 明仁、美智子 ◆ 東京都文京区の豊島岡墓地を訪れ、昭和天皇の弟に当たる高松宮の墓所を参拝。

【2月16日】 天皇制 ◆ 民進党が衆院憲法審査会で「天皇制」をテーマとして取り上げるよう自民党に重ねて要求したことが分かる。

【2月17日】 「生前退位」 ◆ 安倍晋三首相が、明仁の退位を巡る法整備について「一代限り」の特別法は支持せず、恒久制度化のための「皇室典範改正」を求めるとした党見解をまとめる。

【2月18日】 明仁、美智子 ◆ 2月末からのベトナム訪問中、第2次大戦後に一時ベトナムに残った元日本兵の妻や子どもらと面会することが決まる。

【2月19日】 徳仁、雅子 ◆ 宮内庁が、札幌市で19日に開催される冬季アジア大会開会式に雅子は出席せず、徳仁だけで臨むと発表。

【2月20日】 「生前退位」 ◆ 自民党石破派（会長・石破茂・元幹事長）が、明仁の退位を巡る法整備を巡り勉強会を開く。／民進党の細野豪志・代表代行が記者会見で、明仁の退位を巡る法整備を巡り、自民党が一代限定期で退位を認めることを批判。

【2月21日】 茂・元幹事長が、明仁の退位を巡る法整備を巡り勉強会を開く。／民進党の細野豪志・代表代行が記者会見で、明仁の退位を巡る法整備を巡り、自民党が一代限定期で退位を認めることを批判。

【2月22日】 茂・元幹事長が、明仁の退位を巡る法整備を巡り勉強会を開く。／民進党の細野豪志・代表代行が記者会見で、明仁の退位を巡る法整備を巡り、自民党が一代限定期で退位を認めることを批判。

【2月23日】 茂・元幹事長が、明仁の退位を巡る法整備を巡り勉強会を開く。／民進党の細野豪志・代表代行が記者会見で、明仁の退位を巡る法整備を巡り、自民党が一代限定期で退位を認めることを批判。

了承。／参院会派「沖縄の風」が、明仁の退位を巡る法整備について、恒久制度化のための皇室典範「改正」を主張する見解を公表。

【2月18日】

明仁、美智子◆東京・上野の東京国立博物館の平成館を訪れ、奈良市の世界遺産・春日大社ゆかりの貴重な品々を集めた特別展「春日大社 千年の至宝」を鑑賞。

徳仁◆明仁の名代として、札幌市で開かれる冬季アジア大会開会式に臨席するため、羽田発の民間機で北海道に入る。「生前退位」◆民進党の野田佳彦・幹事長が、明仁の退位を実現する法整備を巡り、国会で熟議が必要だとの認識を示す。

【2月19日】

徳仁◆札幌ドームで行われた第8回冬季アジア大会の開会式に臨席し、明仁の名代として開会を宣言。

「生前退位」◆自民党的石破茂・元幹事長が、明仁の退位を巡る法整備に関して、党内で活発に議論する場を設けるよう改めて要求。

【2月20日】

徳仁◆札幌市白旗山競技場を訪れ、冬季アジア大会のクロスカントリースキーの競技を観戦。新千歳発の民間機で帰京。

紀子、眞子◆20年に1度社殿を大規模に修理する「式年造替」を前年終えた奈良市の世界遺産・春日大社の国宝本殿を参拝。

天皇制◆民進党の野田佳彦・幹事長が、大島理森・衆院議長らによる明仁退位に関する個別意見聴取の場で、各党派が一

堂に会する全体会合を別途、開くよう求める。

【2月21日】

天皇制◆衆院憲法審査会の与党筆頭幹事を務める自民党の中谷元委員が、野党筆頭幹事の民進党の武正公一委員と国会内で会う。

【2月23日】

天皇、皇族◆57歳の誕生日を迎えた徳仁が皇居御所を訪れ、明仁、美智子にあいさつ。車で半蔵門を通過。東宮御所に戻り、雅子と一緒に、秋篠宮・紀子をはじめとした皇族から「祝賀」を受ける。

徳仁◆57歳の誕生日に先立ち宮内記者会と会見した内容が公表される。明仁が退位への思いをじませた前年8月のビデオメッセージを「厳粛に伺った」「とても心を揺さぶられた」と振り返り、象徴天皇の在り方など明仁が示した考えを「真摯に重く受け止め、今後常に心にとどめつつ務めに取り組んでまいりたい」と語ったと報道。

【2月24日】

「生前退位」◆民進党が、明仁の退位を実現する法整備に向けた皇位検討委員会を開き、京都産業大的所功名譽教授（日本法制文化史）から意見聴取。

【2月25日】

「生前退位」◆民進党が明仁の退位の法整

理と、皇族の範囲を規定した5条の「規範改正」案の策定作業に入ったことが分かる。党関係者が明らかに。党関係者によると、皇位継承について定めた典範4

条と、皇族の範囲を規定した5条の「規範改正」が柱で、皇位継承を天皇が死去した

ときに限定している4条に關し「皇嗣（後継者）が成年に達している」「天皇の意思」などを要件に退位を認める規定を2項と

して新設し、5条では、退位した天皇を「太上天皇」として皇族に加えるもので、これと別に、女性天皇を容認する案も検討していると報道。

【2月26日】

天皇制◆民進党の野田佳彦・幹事長が兵庫県西宮市の党会合で、明仁の退位を実現する法整備を巡って、工程表を策定し

仁の退位を巡り、8党と参院2会派に実施した意見聴取を踏まえ、6項目に分類して論点をまとめた文書を各党派に提示。大島理森・衆院議長が3月2、3両日に全

議論すべきだとの認識を示す。工程表に

関し「今国会中に陛下の退位を認める制

度の結論を出し、その後1～2年かけて

女性宮家など皇族減少の防止策を急ぐべきだ」。約10年後には、皇位繼承資格者の

悠仁が20歳を迎え、結婚も視野に入ると

して「10年以内には、女性天皇の議論の

決着もつけなければならない」。「奥さまは、男の子を産まなければいけないと

強烈なプレッシャーを受ける」。

【2月27日】

「生前退位」◆民進党が、明仁の退位を実

現する法整備に向けた皇位検討委員会を開き、札幌市真駒内セキスイハイムアイスアリーナで行われた第8回冬季アジア大会の閉会式に臨席し、「今後とも子どもたちに夢と希望を与える、冬季スポーツの発展

や、国際的な友好と平和の促進に寄与する大会となることを願う」とあいさつ。

【2月28日】

「女性宮家」創設を含む皇族減少への対応

策に關し「政府部内で検討を行つており、先延ばすべきではない」。明仁の退位を

巡る法整備後、1～2年かけて女性宮家の議論をするよう求めた野田佳彦・民進幹事長の発言について答え。野田幹事長は女性天皇の容認に向けた検討も求めているとの質問に対し「陛下の負担軽減について方向性を示すべきだ」として、退位の法整備を急ぐ姿勢を示す。

【2月29日】

「生前退位」◆衆参両院の正副議長が、明仁の退位を巡り、8党と参院2会派に実施した意見聴取を踏まえ、6項目に分類して論点をまとめた文書を各党派に提示。大島理森・衆院議長が3月2、3両日に全議論すべきだとの認識を示す。工程表に

関し「今国会中に陛下の退位を認める制度の結論を出し、その後1～2年かけて女性宮家など皇族減少の防止策を急ぐべきだ」。約10年後には、皇位繼承資格者の悠仁が20歳を迎え、結婚も視野に入るとして「10年以内には、女性天皇の議論の決着もつけなければならない」。「奥さまは、男の子を産まなければいけないと強烈なプレッシャーを受ける」。

【2月30日】

天皇制◆1泊2日の日程で北海道に入る。

【2月31日】

「元号」◆明仁の退位を巡り、代替わりに先立つて新たな元号を決定・公表する方向で調整する政府が、決定前に国民の意見を聞くパブリックコメント（意見公募）

【3月1日】

元号◆明仁の退位を巡り、代替わりに先立つて新たな元号を決定・公表する方向で調整する政府が、決定前に国民の意見を聞くパブリックコメント（意見公募）

【3月2日】

元号◆明仁の退位を巡り、代替わりに先立つて新たな元号を決定・公表する方向で調整する政府が、決定前に国民の意見を聞くパブリックコメント（意見公募）

【3月3日】

元号◆明仁の退位を巡り、代替わりに先立つて新たな元号を決定・公表する方向で調整する政府が、決定前に国民の意見を聞くパブリックコメント（意見公募）

【3月4日】

元号◆明仁の退位を巡り、代替わりに先立つて新たな元号を決定・公表する方向で調整する政府が、決定前に国民の意見を聞くパブリックコメント（意見公募）

【3月5日】

元号◆明仁の退位を巡り、代替わりに先立つて新たな元号を決定・公表する方向で調整する政府が、決定前に国民の意見を聞くパブリックコメント（意見公募）

【3月6日】

元号◆明仁の退位を巡り、代替わりに先立つて新たな元号を決定・公表する方向で調整する政府が、決定前に国民の意見を聞くパブリックコメント（意見公募）

【3月7日】

元号◆明仁の退位を巡り、代替わりに先立つて新たな元号を決定・公表する方向で調整する政府が、決定前に国民の意見を聞くパブリックコメント（意見公募）

【3月8日】

元号◆明仁の退位を巡り、代替わりに先立つて新たな元号を決定・公表する方向で調整する政府が、決定前に国民の意見を聞くパブリックコメント（意見公募）

【3月9日】

元号◆明仁の退位を巡り、代替わりに先立つて新たな元号を決定・公表する方向で調整する政府が、決定前に国民の意見を聞くパブリックコメント（意見公募）

【3月10日】

元号◆明仁の退位を巡り、代替わりに先立つて新たな元号を決定・公表する方向で調整する政府が、決定前に国民の意見を聞くパブリックコメント（意見公募）

トナム「公式訪問」に向け、羽田空港を出発。出発に先立ち、明仁が空港内の貴賓室で「訪問が両国の相互理解と友好関係のさらなる増進に資することを願っている」とあいさつ。徳仁、雅子や秋篠宮、紀子、安倍晋三首相らが見送る。明仁、美智子がベトナムの首都ハノイのノイバイ国際空港に到着。「国賓

安倍靖國參拜違憲訴訟結審

実は、反天連メンバーの多くも原告として参加している、安倍靖国参拝違憲訴訟（東京）。二〇一四年の提訴以来、これまで一回にわたって口頭弁論を重ねてきたが、二月六日、最終弁論が開かれて詰審（）。

を認容することによって、立憲民主制下において基本的人権擁護という最も重要な役割を与えられた裁判所が勇気をもつて判決をされることを切に願いつつ本弁論を締めくくります」と述べて終了した。

スピアン＝反天皇制の理念的可能性」というタイトルも内容も刺激的な話で、四〇名超の参加者の中で深い議論が展開された。

二四条「家族の位置」(けい)はその意思が明確に読み取れる。安倍政権の進める「女性活躍」もその文脈で考えれば、現代版「産めよ・増やせよ・働けよ」で新たな女性の分断政策と言える。昨今の「LGBT」ブームとともに言える状況で一見は性的多様性が尊崇されるかのように見えるが、実

としての訪問で、国家副主席席らが出迎うる。宿泊先のホテルで、現地の日本人学校の児童・生徒や市民らによる歓迎を受け、日本から派遣され、医療や教育に携わる青年海外協力隊員ら約30人と懇談。

月16日の審査会開催を提案。武正委員は「回答を保留したが、2日の幹事懇談会開催に合意。武正委員が「天皇制」を取り上げるよう重ねて要求。中谷委員は明仁天皇の退位を巡る与野党間の意見調整に配慮すべきだとして難色を示し、折り合いが付かなかつたと報道。

開はるかに、原告側が決意を表明する。原告側は、この訴訟で、被告側の主張である「靖国神社参拝は、政教分離を定めた憲法に反する」として、国内外の戦没者遺族らが国と安倍首相、靖国神社に損害賠償などを求めた訴訟の控訴審判決で、大阪高裁が、一審大阪地裁判決に続き原告側の全面敗訴を言い渡す。

最終弁論は、まず原告五人の意見陳述から。吉田哲四郎（神奈川平和遺族会）、渡辺信夫（元牧師）、岡田良子（平和運動活動家、佐野通夫（教育学研究者）、北村小夜（元教員）さんから、それぞれの立場で、自己の体験をふまえた思いのこもった訴えがなされた。続いて弁護団から最終準備書面の陳述。被告側（国・靖国神社・安倍）のペラペラな書面に對して、原告側で準備した最終書面は二五四頁という大作である。もちろん全文を読むことはできないので、三人の弁護士が要旨を陳述した。最後に木村庸五弁護団長が、

後楽園近くの文京区民センターで報告集会も予定されている（一九時から）。靖国訴訟は関西が先行し、すでに控訴審を闘っていたが、この二月二八日には大阪高裁判決が出た。一審判決もひどかつたが、その憲法判断を避けたばかりでなく、その必要もないと言い切った「糞判決」（某弁護士）。東京の訴訟も、これまでの道理を尽くした原告・弁護団の訴えで、「勝訴判決を書くための十分な材料を裁判所に提供した」（弁護団長）といえるが、この政治状況は決して樂觀を許さない。ぜひ傍聴と注目を！

する学生、フェミニズムやジエンダー論等の研究者の中でも問題を共有できない「何か」がある。天皇制に不利益を被つてゐるということに直接気づけなければ自分の日常には関係ないものになってしまふ。自身の天皇制との出会いは、京都の地域の仲間である在日の人たちとの関わり、宗教者として昭和天皇代替わりに抗う運動体験をあげた。

日本の近代化のプロセスに、国民管理度の維持装置として戸籍制度があり、家制度と異性愛主義・性別役割分業が女性たちを分断し続けてきた。戸籍は天皇にまつた。

は同性カツップルもすでにその「家族」の中に抱摶されつつあるのではないか。
堀江さんは、横浜・寿町や辺野古など
国の「棄民政策」の中で抵抗の最前線と
して在ることを余儀なくされる場を見て
きた。レズビアンを名乗ることは、切り
捨てられる側の人々とつながり、抵抗の
可能性を持ち得るのではないか。議論は
異論・反論・共感こそごも。時間は足らず、
課題は今後に。引き続き女天研講座に注
目を！

は同性カツップルもすでにその「家族」の中へ包摂されつあるのではないか。

堀江さんは、横浜・寿町や辺野古など国の「棄民政策」の中で抵抗の最前線として在ることを余儀なくされる場を見てきた。レズビアンを名乗ることは、切り捨てられる側の人々とつながり、抵抗の可能性を持ち得るのではないか。議論は異論・反論・共感こそがも。時間は足らず、課題は今後に。引き続き女天研講座に注目を！

天皇はいらない！「代替わり」を問う反「紀元節」行動

二月一日、日本キリスト教会館で約100人が参加して標記行動を「実行委」主催で行つた。今回は、各地でそれと闘っている人たちと意見交換し、「代替わり」過程總体と対決する共同の行動をつくり出すための集会にしたいとデモ後の集会とした。

昨年の吉祥寺のデモに象徴されるように右翼によるデモへの暴力的破壊が心配されたが、例年に比しても右翼が少なく、警察のデモ規制の酷さが目立つたが最後までシユプレヒコールが途切れないと訴だつた。

デモ後にも関わらず、会場いつぱいの参加者で集会を行つた。実行委から天皇「代替わり」状況をどうとらえるか。憲法論議として天皇問題を論じるべきではないかなど問題提起を行つた。続いて井上森さん（立川自衛隊監視テント村）は、11・20の吉祥寺デモで実感したのは私たちの権利なんてほとんどないみじめな状態でこれが現在である。ここに反天皇制の共同性を打ち立てていきたいと訴えた。京極紀子さん（「日の丸・君が代」の法制化と強制に反対する神奈川の会）は、ヒロヒトXデーと現在の鬭いについて報告、酒田芳人さん（安倍靖国参拝違憲訴訟弁護団）は、靖国訴訟の歴史と今後が話され、桜井大子さん（女性と天皇制研究会）は、天皇メッセージに現れた家父長制・血統主義家制度の強化、藤

岡正雄さん（はんてんの会・兵庫）は、これまで国体や阪神淡路大震災の被災地訪問など天皇の公的行事に対する鬭争を行つてきた。憲法破壊しているのが天皇であり、天皇制廃絶の運動を共につくつていこうなどの多岐にわたる話があつた。討論の後、「戦時下の現在を考える講座」とキリスト者の2・11行動からの連帯メッセージと、「3・11行動」から行動への呼びかけが行われた。時間が足りず、充分な討論が出来なかつたが、今年の「生前退位」特別法、その後の「即位・大嘗祭」など天皇「代替わり」に対する運動につながる集会になつた。

（野村洋子／実行委）

象徴天皇制の魅惑——元首化？「国民の天皇」の現在を解く

二月一日につくば市の春日円交流センターで「象徴天皇制の魅惑」を行つた。二月の企画を一一日に行うのは私たちとしては一四年以来二度目、新たなXデー状況になつてから初めての本格的な集会となる。

お話を日本近代史研究の伊藤晃さん。伊藤さんの話は昨夏のアキヒトの退位希望声明と元首化をめぐる動きの二つを中心とし、アキヒトの考える「行動する象徴」は見事に成功、天皇は「国民」と一体化し右翼も左翼もその外側にいるのではないかという疑問。その結果として天皇から天皇制の今後について考えてく

れと「国民」に対して投げかけられた初めての事態であるにも関わらず、「国民」は天皇制の存続をまるで疑うことなく積極的にアキヒトの意向を汲み取つて議論をしている目を覆わんばかりの現状、運動関係者の口からも聞かれる安倍とアキヒトの対立という構図も根本的な対立ではなく、むしろ例えはフィリピン、ベトナム訪問は安倍の外交を補う形でアセアンから引き離す意図を持つて行われたのではないか、といった話がされた。また、この国では私たち自身の手で憲法が創られたことはなく「事後の憲法創設鬭争」は未だ統いており、天皇制を乗り越える共和主義はそこにこそある、という言葉は立憲主義者とは言えない僕の胸にも響いた。

参加者は二三名。必ずしも天皇制に反対の人ばかりではなく、会場との質疑の時間は特定の方向へ収斂していく流れにはならない。それは主催の議論を形作る力のなさの現れかもしれないが、悪くもないだろう。この間毎回初参加がいて、また、前回代替わり時に地域で動いていた人たちが再会してもらつた。こうした人々の力にもなるだろう。そうした場と人々の力にもなるだろう。そうした場としても機能していければと思う。

世論調査では天皇制廃止の意見が四パーセントはいることになつていて。つくばの人口が大体二〇万四パーセントだと八千人だ。そんなにいるのか！ううーん、もつといろいろがんばらねば。まったくヘイトスピーチデモに怒り震撼し、沿道の人たちに話しかける『知らせ

たら！
（加藤匡通／戦時下の現在を考える講座）

神奈川の会・集会とデモ

「二〇一七年二月 横浜の地で」（校門を衛門へ繋ぐ「日の丸・君が代」）をはね返す）。二月吉祥寺の「天皇制いらないデモ」への襲撃・弾圧が当会発足後間もない二〇〇〇年二月の桜木町デモ出發

時への凄まじい襲撃の記憶を蘇らせ、不安と覚悟で準備した今年の「二月集会とデモ」。まずは、加藤直樹さんの次のよ

うな話に聞き入つた。「九月、東京の國人による暴動→自衛隊を待機」という

災前からの民族差別的流言が警察官に拾われ、本庁・内務省まで届き、本庁が各署へ「不逞鮮人が暴れている」と自警団に殺しのお墨付きを与えたことを知つた。一社会が少数者に対する差別にどれだけの耐性を、そして治安行政当局が治安回復のために少数者差別を利用しない耐性を持つるかが鍵になると考へ、論文に思つたが、二〇〇二年頃、都主催の慰靈式典を行つて、「日本人」という抽象的な存在が朝鮮人を殺した』のではなく、殺した側の子孫と殺された側の子孫が共に残存している東京、この現場の記憶を蘇らせる、取り戻す、解凍することが先だと考へた。二〇一三年二月から始

隊』で行動した。その路上経験を契機に、思いの詰まつた集会アピールで閉じた後、一九二三年九月（一日から七日）の映像をアップしたら、本の誘いがきた。証言資料を読み直して、朝鮮人殺害現場にはいつも日本人の同僚や家族がいることに気づき、生身の誰かを記号化する『非人間化』が起きたのだと考えた。蔑視と恐怖に加えて相手の『非人間化』が必要だったのだ。歴史を取り戻す、他者がいる記憶へと編み直すことこそ自分がやりたかったことだと気づいた。宮崎滔天が教育勅語に反発したのも、子ども達への暗唱強制という『非人間化』に対しても、起立斉唱を強制する『日の丸・君が代』指導もこの同じ『非人間化』なのではないか。その後六人のアピールに鼓舞され、

（大友深雪／「日の丸・君が代」の法制化と強制に反対する神奈川の会）

福島原発事故から六年——「復興」の名の下に切り捨てられる人びと

忘れもしない。二〇一三年九月七日、安倍晋三首相は、アルゼンチンで開催されたIOC総会におけるオリンピック招致のプレゼンテーションで、福島について「状況はアンダーコントロール」だと言い切った。廃炉処理にせよ汚染水問題

区域の除染費用への膨大な国費投入と、住民の帰還政策を矢継ぎ早に押し進めていた。あの発言に透けて見えた政府の狙い、原発事故の強引な幕引きが二〇一二年を前に行われようとしている。

二月十九日、私たち「福島原発事故緊急会議」は、このような現状無視、被害当事者無視の状況に抗うために、表題のシンポジウムを開催した。当事者の声に

にせよ、当時（今もだが）、福島原発が「アンダーコントロール」の状態ではないことは火を見るより明らかだつたにもかかわらずだ。

あらためて耳を傾けたいという思いもあつた。

「原発いらない福島の女たち」の黒田節子さんは、放射能による日常的被ばく、山積みにされた汚染土壌等々、原発事故が生み出した数多の問題が時を経てさらに深刻な状況になつていることを報告し

た。県内の関連死の増加は、多くの被害者たちが置き去りにされ追いつめられてる実態とつながつていて。甲狀せんがんやいじめの問題にも触れ、「福島で子どもは守れていない！」と悔しさを滲ませた黒田さんの言葉が耳に残る。

F.O.E.ジャパンの満田夏花さんは、三月末で打ち切りになるという自主的避難

横田耕一『憲法と天皇制』（岩波新書、一九九〇年）

戦後の象徴天皇制の問題を憲法との関係から新書一冊にまとめた本で、学習会テキストやレジュメの元ネタとして活用していた人が今回続出し始めたが確かによくまとまっている。刊行は九〇年、前回代替わりの真っ只中なのでこの本であつかわれているのはヒロヒトの象徴天皇制だが、基本的な問題は当然出そろつていて。

三章「天皇の権威強化を支えるもの」が最もページ数も多く、中心と

言つていいと思われる。日の丸・君が代、元号、各種公的行為、天皇には裁判権が及ばないと述べる裁判所、と具体的に列挙されている。また五章「象徴天皇制と人権」は天皇制がいかに人権を侵害しているかについて、具体的な運動への弾圧をもとに述べている。

一般的の読者なら天皇制の持つ抑圧的で暴力的な側面を初めて知り、驚くかもしれない。

しかしそれよりも僕が気になり、

ある。例えば四章「代替わり儀式と象徴天皇制」は代替わり儀式について具体的に実態を見て「憲法的評価」を下す章である。個別に儀式が検討されほぼすべてに「違憲の疑いが濃い」と判断されている。もちろんそ

うした丁寧な検討は必要である。同時代に進行中なら尚更にそうだ。だ

が、あの時憲法学者だけでなくマスコミさえ違憲の疑いが強いと言うトはインパクション臨時増刊『天皇』中、儀式は行われ続けた。憲法制度として天皇制を論じるに際し「条文をこう解釈するべきである」と憲法

者の住宅提供問題を中心に報告。二〇〇八リ Sv という恣意的な数字で線を引かれてしまった自主避難者たちは、経済的に苦しい上に周囲の無理解という目に見えない重荷まで負わされている。それは一見、心無い人たちに原因があるようと思われるがちだが、問題を加速させているのは「国策」だと言う。満田さんの話は個人に寄り添いながらも、公のデータをもとにした客観的事実が多く紹介され説得力があった。

政府は市民が無関心であることを一番望んでいる。一人一人が発信していくことが大切と締めくくった満田さんの言葉を実践していただきたいと思う。

(海藻ひの／福島原発事故緊急会議)

ふたの窓

2月9日(木) ●女性と天皇制連続講座(レズビアノ=反天皇制)の理念の可能性
(集会の真相参照)

2月11日(土) ●天皇制はいらない!「代替わり」を問う反「紀元節」行動(集会の真相参照)

●連続学習会・象徴天皇制を考える
象徴天皇制の魅惑(集会の真相参照)

2月18日(土) ●「日の丸・君が代」の強制をはね返す 神奈川集会(トモトモ会の真相参照)

2月19日(日) ●「復興」の名の下に切り捨てられる人びと(集会の真相参照)

2月25日(土) ●国際おじとわり口へべンション(ーOOC) 韓国からイ・ギヨ ハリヨルさんをお招きして

●警視庁機動隊の撤退を求める住民訴訟第一回口頭弁論に向けた決起集会
2月26日(日) ●辺野古への基地建設をやるさない実行委・定例新宿デモ
3月3日(金) ●国際おじとわり口へべンション(ーOOC) リオからジゼル・タナカさんをお招きして

市民情報 INFORMATION

3月11日(土) ●原発事故隠蔽・責任放棄の3・11 「天皇・皇族出席の追悼式典」

反対!核・原発を止めよう!

13時30分／デモ日比谷公園霞門(地下鉄霞ヶ関駅)・17時／築地社会教育会館(地下鉄東銀座駅・築地駅)／天野恵一、なすび／主催・同実行委(連絡先：03-3446-9058 反戦反天皇制労働者ネットワーク)

●東京電力は福島原発事故の責任をとれ!追悼と東電抗議

14時／東電本店前・16時15分JR新橋駅前／よびかけ・経産省テント前ひろば、たんぽぽ舎(連絡先：03-3238-9035 たんぽぽ舎ほか)

3月12日(日) ●憲法、平和、そして沖縄 市民意見広告運動集会

13時10分開場／日本教育会館(地下鉄神保町駅)／主催・市民の意見30の会・東京(連絡先：03-6435-2030)

3月13日(月) ●戦争・治安・改憲NO!

14時／つくば市立吾妻交流センターの現場からの報告

3月17日(金) ●ドイツの戦後70年・その現実と歴史認識 第6回「エロッジー、ネオ・ナチ、反原発」

18時30分開場／ピーブルズ・プラン研究所(地下鉄江戸川橋駅)／池田浩士／主催・同研究所(03-6424-5748)

3月18日(土) ●パネル討論(表現の自由)をめぐるせめぎ合い～街頭アクション

14時／つくば市立吾妻交流センター(つくばエクスプレスつくば駅)／朝倉優子・井上森・つくばサミット弾圧当該／主催・つくばサミット弾圧救援会(連絡先：tsukubakyuuen@gmail.com)

3月14日(火) ●教育勅語・軍歌を子ども達に強制し、外国人差別のヘイト行動を強行する大阪・森友学園に、国民の財産を叩き売る安倍政権の暴挙は許されない!! 緊急抗議集会＆シンポジウム

3月16日(木) ●やめろ!大軍拡 南スーザンから撤退しろ! 基地強化を許さない防衛省申し入れ行動

18時30分集合・19時申し入れ／防衛省前(JR市ヶ谷駅ほか)／呼びかけ・有事立法・治安弾圧を許すな! 北部集会実行委(連絡先：03-3961-0212)ほか

3月17日(金) ●「竹島の日」を考え直す集会「国有の領土」論に根拠はあるのか

13時開場／南部労政会館第6会議室(JR大崎駅)／久保井規夫・黒田伊彦／主催・同実行委(連絡先：090-1705-1297 国富)

3月18日(土) ●オリンピック災害おこなわりノック連続講座 第1回「五輪災害と共謀罪」

14時／文京区民センター(地下鉄春日駅ほか)／小倉利丸／主催・同連絡会(連絡先：080-5052-0270 宮崎)

4月16日(日) ●戦争に協力しない!させない!練馬アクション総会&記念講演会「揺れ動く世界をどうひらくか」

13時総会・15時記念講演会／練馬区役所19階(地下鉄春日駅ほか)／小倉利丸／主催・同アクション(連絡先：090-5208-5803 池田)

3月20日(月・休) ●いのちを守れ!フクシマを忘れない さようなら原発全国集会 11時／代々木公園(JR原宿駅ほか)／主催・「さようなら原発」一千万署名市民の会(連絡先：03-5289-8224)

